

# 移動系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

---

令和3年6月11日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和2年度)」に基づき、**移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認を実施。**

<b>対象事業者</b>	<b>MVNO※<sup>1</sup>及び二種指定設備設置事業者※<sup>2</sup></b>  ※ <sup>1</sup> MVNOの事業者団体であるテレコムサービス協会 MVNO委員会を意見聴取の主な対象とした。 ※ <sup>2</sup> NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、UQコミュニケーションズ、Wireless City Planning (全国BWA事業者は、令和元年12月24日施行の告示により二種指定事業者となっている。)
<b>確認項目</b>	ネットワーク提供の条件等
<b>確認方法</b>	各種委員会及び研究会でのヒアリング及び個別の意見聴取により確認を実施。

## 確認結果

## 対応方針

### 1 データ接続料について

- データ接続料については、2020年度より合理的な将来の予測に基づく将来原価方式を採用。
- NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク各社が、新たな大容量(20~25GB)の料金プランを発表したことを背景に、MVNO委員会からの「要望書」並びに「競争ルールの検証に関するWG」及び「接続料の算定等に関する研究会」(接続料研究会)での議論を踏まえ、**市場環境の見通しを適切に反映し、より一層精緻な予測に基づく算定を行うよう総務省より要請。**
- 2021年2月末の届出により、データ接続料は、昨年度の予測よりも**更なる低廉化が進み、昨年10月に公表した「アクション・プラン」にて示した3年間で半減させる目標を前倒して実現する見込み。**

**接続料算定の適正性を向上させるため、以下の論点について、今後検討を進める**(本年5月26日、「接続料の算定等に関する研究会」において提示。)

- 予測の計算式や予測値算定に大きな影響を与える基礎的な数値に関し、その存否や粒度のばらつきを解消し、検証可能性を確保することについて

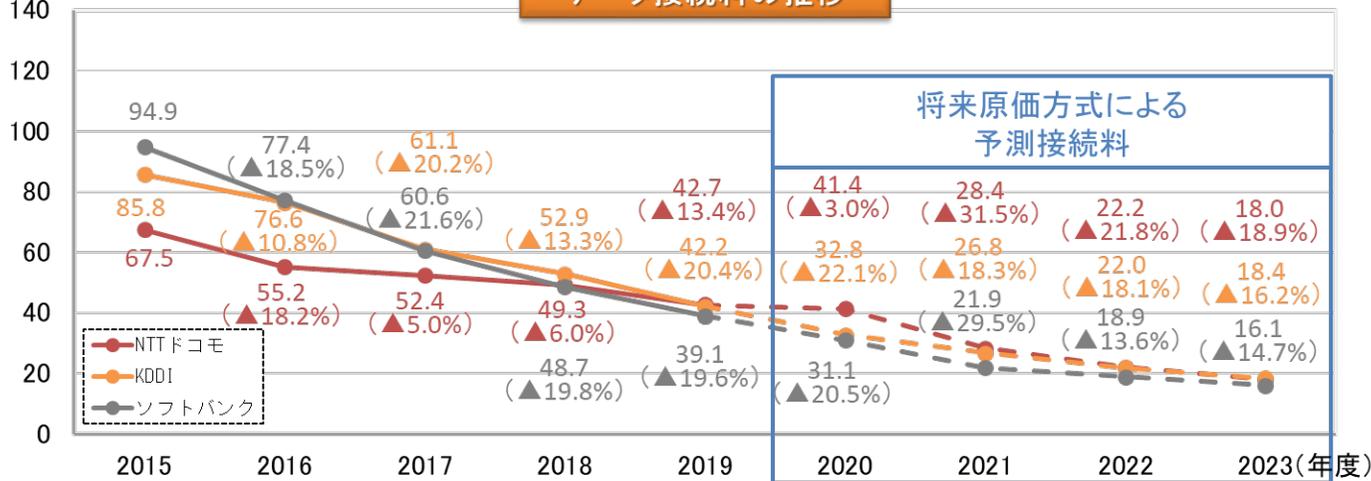
- 原価の抽出方法について更に詳細な情報提供を求め、更に検証を進めていくことについて

- 「MNOが直面する需要」(実際の設備や利用状況を踏まえたもの)と、「MVNOが直面する需要」(接続料の課金基準となるもの)が同等のものとなっているかの検証について

等

(万円/10Mbps・月)

データ接続料の推移



- 今般の届出を確認したところ、以下のような課題が確認された。
  - 予測値の算定方法や、接続料原価の抽出方法について、各社の間で差異が見られ、総務省に対し提出される情報の粒度においても差が見られる。
  - 需要の算定方法が明確化されていない。 等

確認結果	対応方針
<p><b>2 音声卸料金とプレフィックス自動付与機能について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モバイル音声卸については、昨年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づき、「接続との代替性なし」として重点的な検証の対象となっていたところ、各社より、<u>プレフィックス自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、また、併せてMNO各社が音声卸料金の見直しを行ったことも踏まえ、再度代替性の検証(ステップ1)を実施した。</u></li> </ul> <p>&lt;代替性検証結果&gt;</p> <p>a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プレフィックス自動付与機能による接続における利用条件はモバイル音声卸に用いられる電気通信設備と一定程度の同等性が確保されている一方で、<u>同機能の利用に制約的条件が含まれる可能性がある中、提供条件が公表されて間もないことから、現時点で当該接続における電気通信設備の利用形態及び利用条件がモバイル音声卸のものと同様と判断することは困難。</u></li> </ul> <p>b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ プレフィックス自動付与機能による接続の役務提供範囲は、モバイル音声卸の役務範囲とは異なるものの、緊急通報等をコストベースの卸役務で提供することで実質的に同様の役務を提供可能。</li> </ul> <p>c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 卸料金の値下げが一定程度行われたこと等から、接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に一定程度寄与していると考えられるものの、<u>その提供条件が公表されて間もない状況にあることにより、卸交渉の進捗に流動性が見られること等から、現時点で、その卸交渉の適正化への寄与を判断することは困難。</u></li> </ul> <p>⇒以上のことから、今般の検証結果は、評価保留とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>接続機能の存在や交渉状況等の進捗について注視し、本年12月以降に改めて代替性検証を実施し、卸契約交渉の適正化への寄与について判断する。</li> <li>卸契約交渉の適正化を図る上で、MNOがMVNOに対して活発な交渉に資する情報の積極的な提供に努めることが重要であるが、<u>MNOとMVNOの間に存在する情報の非対称性を是正し、MNOが積極的に交渉を行う環境を構築する等の方策について、制度整備の可能性も含めて検討を行う。</u></li> </ul>

# (参考) 第二種指定電気通信設備制度

- 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

## 第一種指定電気通信設備制度(固定系)

## 第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠	設備の不可欠性(ボトルネック性)	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東日本・西日本を指定(1998年)	業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、 沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定
接続関連規制	■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理・公表義務 (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務	■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理・公表義務

### 算定・検証の仕組み

算定

適正原価＋適正利潤を超えない額  
(電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法  
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

接続料

検証

算定根拠の総務大臣への提出  
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務  
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

- 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの**」を**超えてはならない**とされ、その**設定対象機能(アンバンドル機能)**や**具体的な算定方法**は、**第二種指定電気通信設備接続料規則、電気通信事業法施行規則等**で規定されている。
- **接続料の適正性**については、接続約款届出の後、**接続料の算定根拠をもとに総務省で検証**している。

## 1 アンバンドル機能

- 電気通信事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、第二種指定電気通信設備接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

## 2 接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定されている。

$$\boxed{\text{接続料単価}} \leq \frac{\boxed{\text{適正な原価}} + \boxed{\text{適正な利潤}}}{\boxed{\text{需要}}}$$

- 電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

# (参考) 接続料の算定方法(二種接続料規則)

## 原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

### 設備管理運営費\*

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

## 利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定  
 ※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利子率}$$

正味固定資産価額\* + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。) × (機能の提供から接続料収納までの平均的な日数 / 365日)

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利子率及び有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率}(1 - \text{他人資本比率}) \times \text{自己資本利益率}$$

期待自己資本利益率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものと総務大臣が別に定める値又は1のいずれかが低い方の値

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

## 需要\*

(通信料等の実績値)

データ伝送交換機能の接続料の場合、「回線容量」

※データ伝送交換機能において採用している「将来原価方式」では、設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、将来の合理的な予測を行うこととしている。

# (参考) 接続料の適正化の経緯

2000年 電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(12月)

- 第二種指定電気通信設備制度の創設 → 「電気通信事業法」改正(2001年6月)
  - ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
  - ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定
- NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(同年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、WCP(2019年)、UQ(同年)を指定

2007年 日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定(11月)

- データ接続料(帯域幅単位)の届出開始

2009年 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(10月)

- 接続料算定方法の整備 → 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」策定(2010年3月)
  - ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
  - ・原価から営業費を除外
- 接続会計の導入 → 「電気通信事業法」改正(2010年12月)、  
「第二種指定電気通信設備接続会計規則」制定(2011年3月)
  - ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入

2011年 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(12月)

- 第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%) → 「電気通信事業法施行規則」改正(2012年6月)

2014年 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(12月)

- ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化 → 「電気通信事業法」改正(2015年5月)、  
「第二種指定電気通信設備接続料規則」制定(2016年3月)  
(アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法)

2016年 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)

- 利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化 → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年2月)

2017年 「電気通信市場検証会議」平成28年度年次レポート(8月)

- データ伝送機能における接続料算定区分の設定(回線管理機能等) → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年9月)

2019年 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(4月)及び「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(9月)

- 全国BWA事業者指定に係る制度改正 → 「電気通信事業法施行規則」等改正(2019年9月)
- データ伝送交換機能における将来原価方式導入 → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2020年1月)

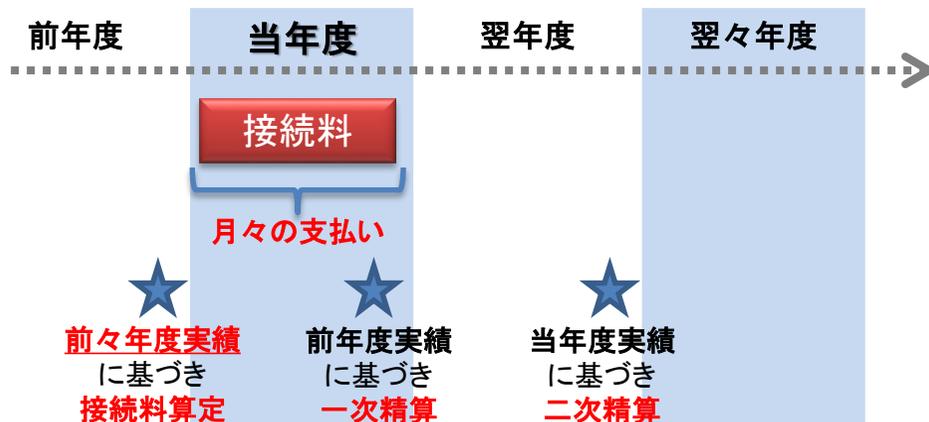
- 従来、データ通信接続料は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定。
- MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。

※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

## 「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

- 予見性が確保されず、原価管理に支障。
- 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



## 「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、接続料を算定。

- 当年度の接続料の予見性が確保される。
- キャッシュフロー負担が軽減。
- 複数年度の接続料が算定されることで、予見性の一層の向上が期待。



### 検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の  
必要あり

検証の必要なし

### 検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

代替性あり

ステップ②検証の必要なし

#### 検証ステップ②-1 重点的な検証

目的： 料金水準の適正性確保  
手法： 適正原価+適正利潤 $\geq$ 卸料金 となっているかを検証

☞ 「接続研第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

代替性  
なし

総務省による  
妥当性評価 あり  
「不当」評価の場合、  
是正を図るための措置へ

#### 検証ステップ②-2 その他の検証

目的： 適正な交渉を促進するための透明性確保  
手法： 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

☞ 「接続研第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

代替性  
不十分

総務省による  
妥当性評価 なし

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施